

第36回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 次 第

日 時 令和2年9月17日(木) 16:00～
場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター
災害対策本部会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 新型コロナウイルス感染者の状況等について
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策について
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策について
- (4) その他

3 閉 会

(配布資料)

- 【資料1】 福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について
- 【資料2】 国内における最近の新規感染者発生状況について
- 【資料3】 新型コロナウイルス感染症対策について
- 【資料4】 福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策(9月17日改定版)
- 【資料5】 県有施設における大規模イベント等の取扱いについて

第35回新型コロナウイルス感染症対策本部員会議名簿

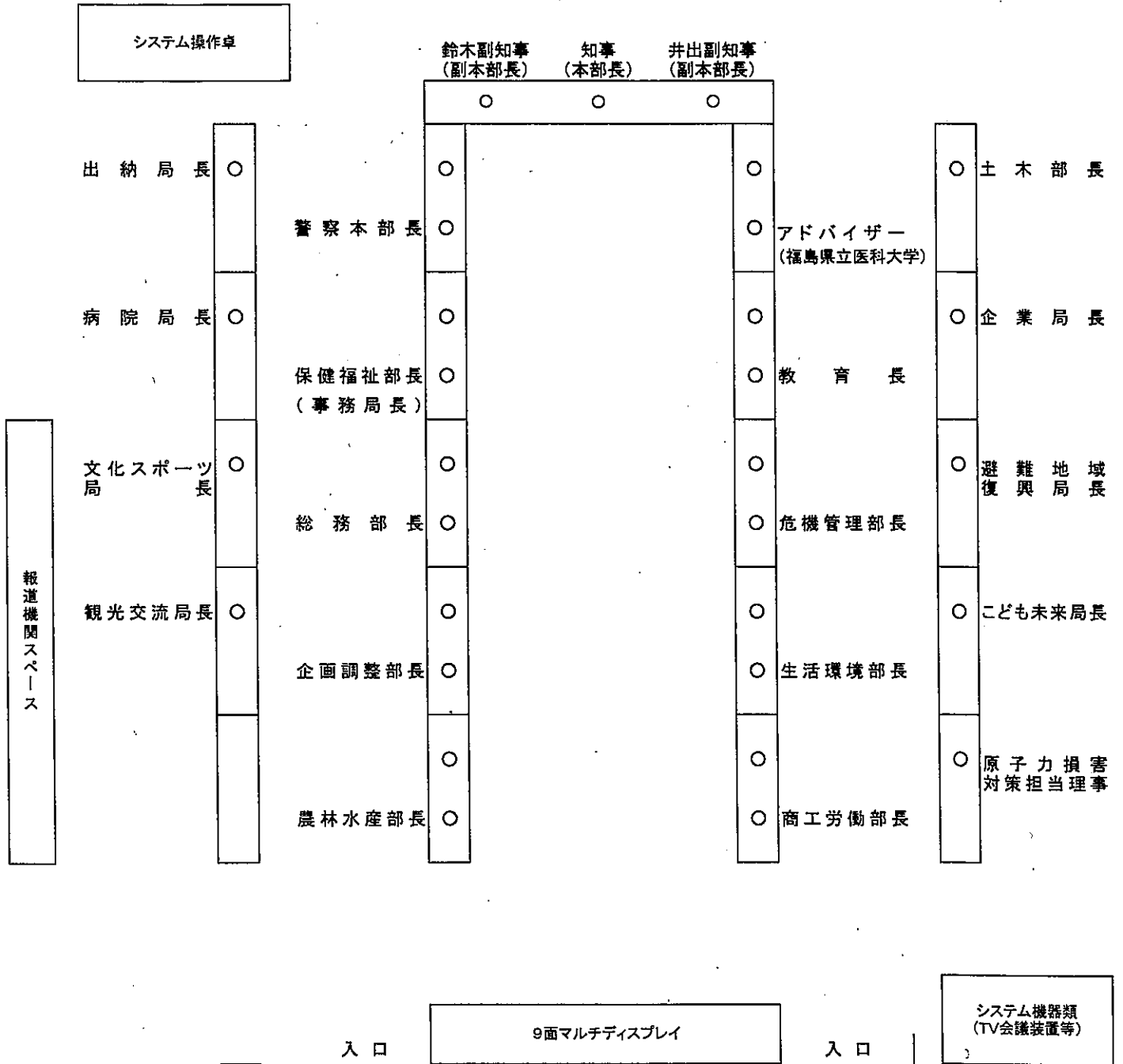
| | 所属名 | 職名 | 氏名 | 備考 |
|----|--------------------------------|----------|---------|----|
| 1 | | 知 事 | 内 堀 雅 雄 | |
| 2 | | 副 知 事 | 鈴 木 正 晃 | |
| 3 | | 副 知 事 | 井 出 孝 利 | |
| 4 | 総 務 部 | 部 長 | 佐 藤 宏 隆 | |
| 5 | 危 機 管 理 部 | 部 長 | 大 島 幸 一 | |
| 6 | 企 画 調 整 部 | 部 長 | 橋 清 司 | |
| 7 | 避 難 地 域 復 興 局 | 局 長 | 安 齋 浩 記 | |
| 8 | 文 化 ス ポ ー ツ 局 | 局 長 | 野 地 誠 | |
| 9 | 生 活 環 境 部 | 部 長 | 渡 辺 仁 | |
| 10 | 保 健 福 祉 部 | 部 長 | 戸 田 光 昭 | |
| 11 | こ ども 未 来 局 | 局 長 | 佐々木 秀 三 | |
| 12 | 商 工 労 働 部 | 部 長 | 宮 村 安 治 | |
| 13 | 観 光 交 流 局 | 局 長 | 國 分 守 | |
| 14 | 農 林 水 産 部 | 部 長 | 松 崎 浩 司 | |
| 15 | 土 木 部 | 部 長 | 猪 股 慶 藏 | |
| 16 | 出 納 局 | 局 長 | 阿 部 雅 人 | |
| 17 | 原子力損害対策担当 | 理 事 | 高 荒 由 幾 | |
| 18 | 企 業 局 | 局 長 | 安 達 和 久 | |
| 19 | 病 院 局 | 局 長 | 伊 藤 直 樹 | |
| 20 | 教 育 委 員 会 | 教 育 長 | 鈴 木 淳 一 | |
| 21 | 警 察 本 部 | 本 部 長 | 和 田 薫 | |
| ○ | 福 島 県 感 染 症 対 策 ア ド バ イ ザ ー | 県立医科大学教授 | 仲 村 究 | |

【事務局】

| | 所属名 | 職名 | 氏名 | 備考 |
|---|-------------------------|----------------------------|-----------|----|
| 1 | 新型コロナウイルス感染症 対 策 本 部 | 事 務 局 次 長 | 三 浦 爾 | |
| 2 | 新型コロナウイルス感染症 対 策 本 部 | 総 括 担 当 次 長 | 中 島 博 | |
| 3 | 新型コロナウイルス感染症 対 策 本 部 | 総 括 班 長 | 境 野 浩 義 | |
| 4 | 新型コロナウイルス感染症 対 策 本 部 | 総 括 班 長 (兼) 医 療 対 策 班 長 | 金 成 由 美 子 | |
| 5 | 新型コロナウイルス感染症 対 策 本 部 | 医 療 対 策 班 長 | 熊 谷 光 彦 | |

第35回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 座席表

【危機管理センター災害対策本部会議室】



福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について

令和2年9月17日12時現在

【感染者の状況】

○陽性者数と内訳

陽性者数 217人
(うち死亡者数 1人)

(性別)

男性 138人
女性 79人

(年代別)

10歳未満 3人
10代 18人
20代 34人
30代 35人
40代 24人
50代 46人
60代 30人
70代 13人
80代 9人
90代 5人

○入退院の状況

入院者数 44人
(入院予定含む)

宿泊療養施設入所者数 0人

退院・退所者数 173人
(死亡者含む)

【病床等の確保状況】

確保病床数 469床
(病床利用率 9.4%)
宿泊療養確保室数 160室

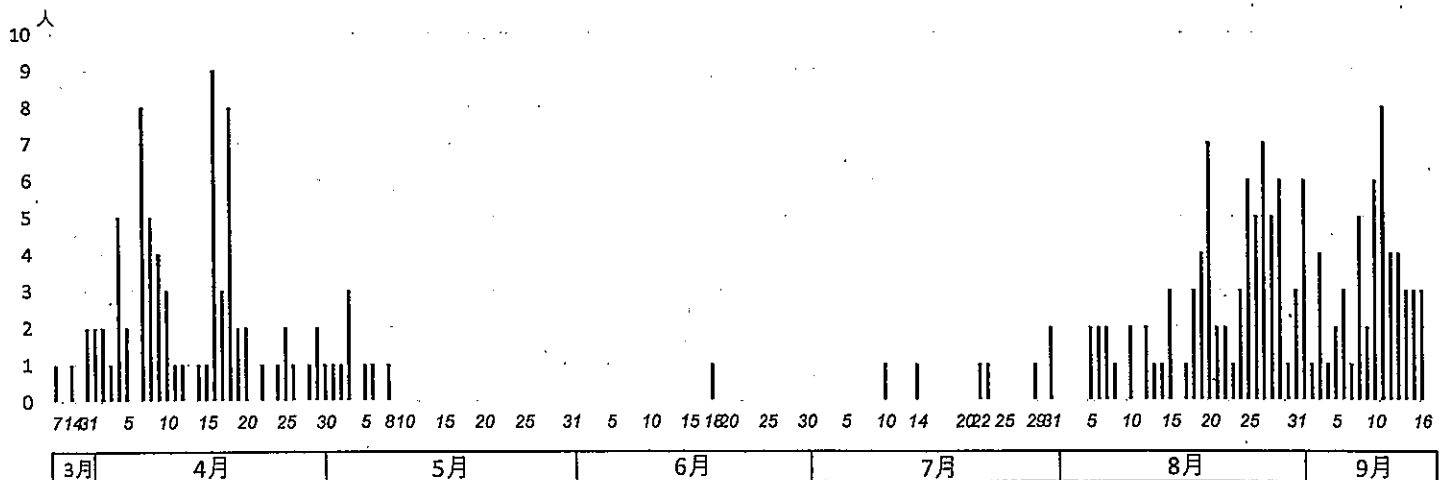
【検査の状況】

1/26～9/16累計 17,695件
※退院のための検査、チャーター機帰国者、クルーズ船乗客等を除く

(参考)

国内の陽性者数 75,433人
※令和2年9月16日0時時点(厚生労働省情報)
※空港検疫、チャーター便帰国者、クルーズ船乗員・乗客を除く

【陽性者数の推移】



【相談対応の状況】（9月17日現在）

○新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（コールセンター）相談件数

（参考）保健所の対応件数

| | |
|-----------|--------|
| 1/29~2/29 | 568 |
| 3/1~3/31 | 814 |
| 4/1~4/30 | 5,057 |
| 5/1~5/31 | 1,909 |
| 6/1~6/30 | 600 |
| 7/1~7/31 | 854 |
| 8/1~8/31 | 1,187 |
| 9/1~9/16 | 513 |
| 計 | 11,502 |

（単位：件）

| | |
|-----------|--------|
| 1/29~2/29 | 1,749 |
| 3/1~3/31 | 2,953 |
| 4/1~4/30 | 11,959 |
| 5/1~5/31 | 2,968 |
| 6/1~6/30 | 1,325 |
| 7/1~7/31 | 1,865 |
| 8/1~8/31 | 2,475 |
| 9/1~9/16 | 1,226 |
| 計 | 26,520 |

（単位：件）

○帰国者・接触者相談センター（県内9か所）相談件数

| | |
|-----------|--------|
| 1/29~2/29 | 343 |
| 3/1~3/31 | 1,712 |
| 4/1~4/30 | 10,987 |
| 5/1~5/31 | 6,949 |
| 6/1~6/30 | 5,083 |
| 7/1~7/31 | 4,727 |
| 8/1~8/31 | 6,920 |
| 9/1~9/16 | 3,034 |
| 計 | 39,755 |

（単位：件）

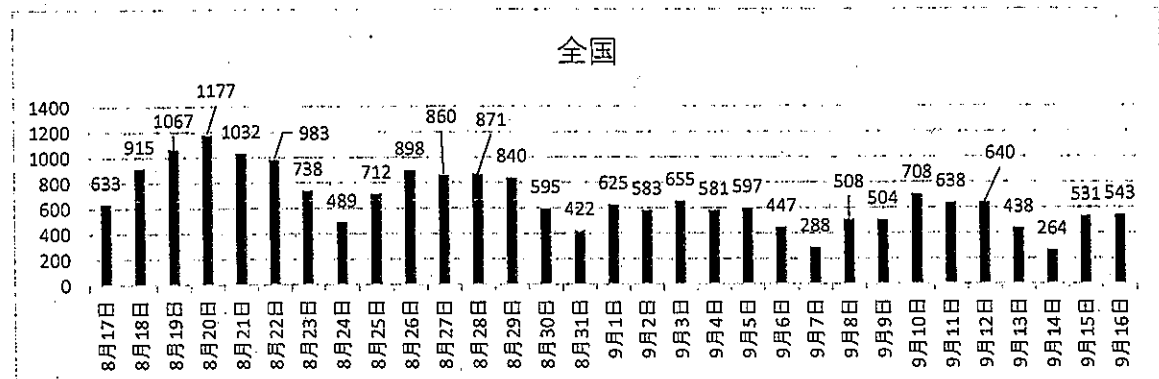
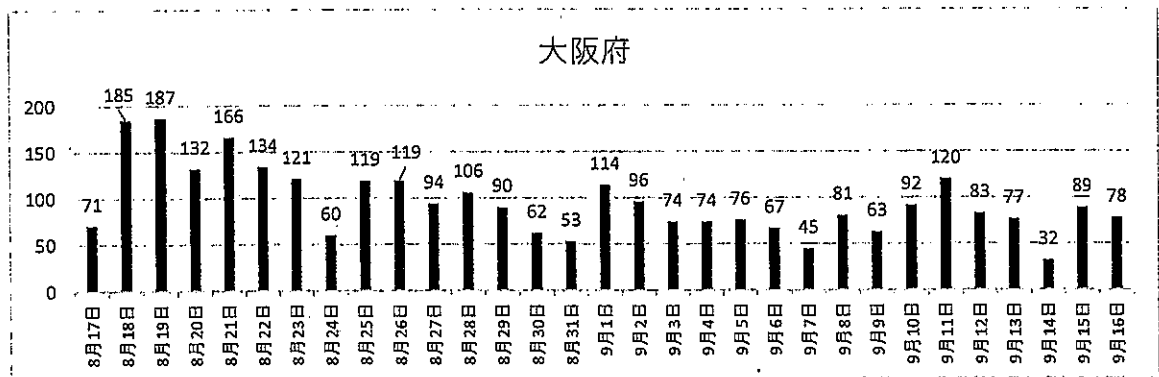
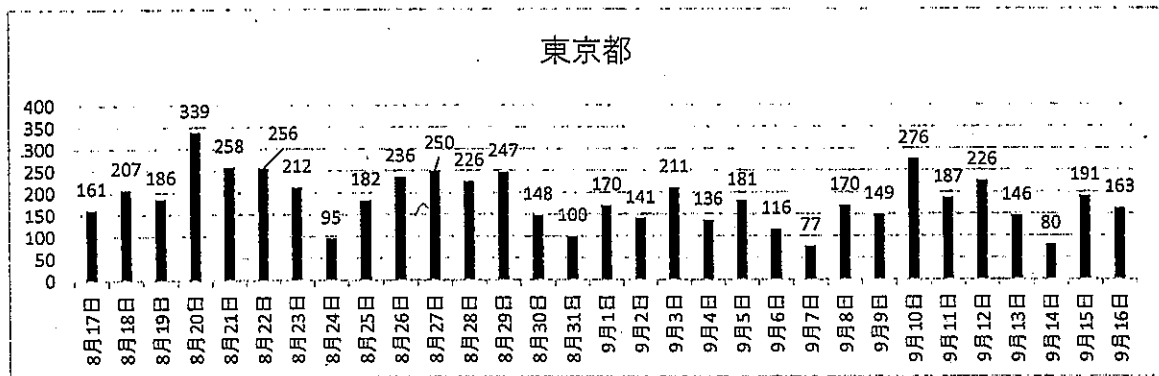
R2.9.17

国内における最近の新規感染者発生状況について

都道府県別新規感染者数（上位5都道府県）

（単位：人）

| 順位 | 都道府県名 | 9/10～9/16の 新規感染者数 (直近1週間) | 左記10万人当たり 新規感染者数 | (参考) 8/17～前日までの 新規感染者数 |
|----|-------|---------------------------------|---------------------|------------------------------|
| 1 | 東京都 | 1,269 | 9.12 | 4,730 |
| 2 | 大阪府 | 571 | 6.48 | 2,481 |
| 3 | 神奈川県 | 484 | 5.26 | 1,888 |
| 4 | 愛知県 | 212 | 2.81 | 1,051 |
| 5 | 千葉県 | 203 | 3.24 | 848 |
| 15 | 福島県 | 31 | 1.68 | 86 |
| | 全国計 | 3,762 | | 17,728 |



新型コロナウイルス感染症対策について

1 基本方針に基づく対応状況（継続中の取組及び前回本部員会議以降に実施した取組の概要）

※ 太枠：前回の本部員会議以降に実施した取組

(1) 情報提供・共有

| | | | |
|----|-------|---|--------------|
| 1 | | ・新聞の県政広報及びテレビ・ラジオによる県政番組やスポットCM、県公式ツイッターなどにより、咳エチケットや手洗いなどの感染予防対策や県主催イベントの開催中止、「新しい生活様式」に関する広報等について発信 | 総務部 |
| 2 | | ・県ホームページのトップページからのリンクに知事メッセージ及び新型コロナウイルス関連情報を掲載 | 総務部 |
| 3 | | ・県内の検査結果状況等をホームページ上で毎日更新 | 総務部 |
| 4 | | ・県内の感染発生の概要等についてホームページに記載 | 総務部 |
| 5 | | ・陽性患者発生時等における臨時会見動画の配信、手話付き動画の作成配信 | 総務部 |
| 6 | 4/22～ | ・都道府県をまたぐ移動の自粛を促すため、県内80箇所の道路情報板に「不要不急の外出は自粛ください」を表示。また、緊急事態宣言時に事業の継続が求められる医療関係物資や食料品等の物流を支える長距離ドライバー等へ「物流を支える皆様ありがとうございます」の感謝のメッセージを交互に表示 ・道路情報板表示内容・期間 「外出時は感染防止策の徹底を」 (6/1～当面の間) | 土木部 |
| 7 | 4/28～ | ・県境を跨ぐ県管理道路25箇所に移動自粛等と呼びかける看板を設置 ・道路看板表示内容・期間 「感染拡大防止 外出時は感染防止対策を徹底しましょう」 (6/1～当面の間) | 土木部 |
| 8 | 6/1～ | ・人が集まり混雑が見込まれる海岸に設置していた「立ち入り自粛」の看板を「3つの密を避けましょう」の看板へ変更 | 土木部 |
| 9 | 6/19～ | ・ピクトグラムにより「新しい生活様式」の実践例を示したポスター・チラシを作成・配布するとともに、事業者等が実践ポスターを簡単に作成できる特設サイトを開設 | 対策本部、 総務部 |
| 10 | 7/20～ | ・県のホームページに、各都道府県の感染症の発生状況が参照できるページを開設 | 対策本部、 総務部 |
| 11 | 8/8～ | ・新聞、テレビ、ラジオ等を活用し、新しい生活様式や医療提供体制に関する広報を実施 | 対策本部 |
| 12 | 8/26 | ・新型コロナウイルス感染症に関する支援制度ガイドブック（第7版）を作成 | 対策本部 |
| 13 | 9/3 | ・新型コロナウイルス感染症拡大防止啓発動画「THE NEW NORMAL FUKUSHIMA～福島 己を知る～」の完成発表 | 観光交流局 |

(2) サーベイランス・情報収集

| | | | |
|----|--|-------------------------------|----------------|
| 14 | | ・感染症法に基づく患者発生状況の把握と積極的疫学調査の実施 | 対策本部、 保健福祉部 |
|----|--|-------------------------------|----------------|

※ 相談体制については、(4)の1) 相談体制に記載

※ 検査体制については、(4)の3) 検査体制に記載

(3) まん延防止

1) 感染拡大防止対策等

| ①全般的な取組 | | | |
|---------|---|---|---------------------------|
| 15 | 6/17 | ・接待を伴う飲食店等の関係団体が定めた感染拡大予防ガイドライン等を公表 | 対策本部、 危機管理部 |
| 16 | 6/17～ | ・休業要請の対象とならない事業者についても一定要件のもと、「新しい生活様式」に対応するための取組を支援する給付金の受付を開始。 | 商工労働部 |
| 17 | 7/9 | ・県有施設における大規模イベント等の取扱いを公表 | 対策本部、 危機管理部 |
| 18 | 7/16 | ・全国的又は大規模イベントの開催に伴う事前相談の受付を開始 | 対策本部 |
| 19 | 8/27 | ・福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定 | 対策本部、 危機管理部 |
| 20 | 9/11 | ・「福島県飲食業等における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」に基づく感染防止対策が実施されている飲食店等に対してステッカーを配布することで、県民に対する正しい情報提供を図り、飲食店等の自主的な感染防止対策の実施を推進する。 | 保健福祉部 |
| 21 | ②医療機関等へのマスク・消毒液等の配付（令和2年9月16日現在） | | 対策本部、保 健福祉部、こ ども未来局 |
| | i) 医療機関に対する主な医療資材の配付状況 ・マスク 累計 3,427,000枚 ・フェイスシールド 累計 401,000枚 ・医療用ガウン 累計 1,273,000枚 ii) 福祉施設に対するマスク・消毒液の配付状況 ・保護施設 (マスク) 累計 18,500枚 (消毒液) 累計 129リットル ・高齢者施設等 (マスク) 累計 1,108,722枚 (消毒液) 累計 5,555リットル ・障がい者支援施設 (マスク) 累計 265,850枚 (消毒液) 累計 3,513リットル ・こども園・保育所等 (マスク) 累計 50,500枚 (消毒液) 累計 1,736リットル ・児童養護施設等 (マスク) 累計 215,000枚 (消毒液) 累計 2,882リットル | | |

(4) 医療等

1) 相談体制

| | | | |
|----|------|--|----------------|
| 22 | 2/18 | ・新型コロナウイルスに関する心のケアについての、精神保健福祉センターにて相談を受ける体制を整備 | 対策本部、 保健福祉部 |
| 23 | 3/27 | ・コールセンター等による電話相談に加え、相談窓口の充実を図るため、LINEを活用したサポートを開始 | 対策本部、 保健福祉部 |
| 24 | | ・外国人住民が帰国者接触者相談センター等に相談する際、3者同時通話（電話）による通訳支援を実施（英語中国語タガログ語ポルトガル語韓国語ベトナム語に対応） | 対策本部、 保健福祉部 |

| | | | |
|----|------|--|------------|
| 25 | 5/25 | <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（コールセンター）等の回線数を増設。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談専用ダイヤル（コールセンター）：5回線 ・ 帰国者・接触者相談センター：15回線 ※21:00～8:30は4回線 | 対策本部、保健福祉部 |
|----|------|--|------------|

2) 外来医療提供体制

| | | | |
|----|-------|----------------------------|----------|
| 26 | 9/9～ | ・ 県内の帰国者・接触者外来の設置数 4 4 | 対策本部 |
| 27 | 9/11～ | ・ 県内の地域外来の設置数 1 6（うち県委託 9） | 対策本部、病院局 |

3) 検査体制

| | | | |
|----|-------|---|------------|
| 28 | 8/25～ | ・ 県内の検査体制について、一日あたりの検査可能数を 6 0 0 検体に拡充 | 対策本部、保健福祉部 |
| 29 | 9/1～ | ・ 妊婦に対するPCR検査への助成開始 | こども未来局 |
| 30 | 9/8～ | ・ 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する 1 6 4 の一般の診療所等と県等が、県医師会を代理人とした保険診療の患者負担金に係る集合契約を締結 | 保健福祉部 |
| 31 | 9/14～ | ・ 上記集合契約に新たに 7 施設が追加となり、参加医療機関数 1 7 1 | 保健福祉部 |

4) 病床等確保と入院患者受入体制

| | | | |
|----|------|--|------------|
| 32 | 4/1～ | ・ 県立医大医師を患者搬送コーディネーターに委嘱。新型コロナウイルス感染者の病院への移送、受入について、対策本部と協力して調整を実施 | 対策本部、保健福祉部 |
| 33 | 4/7～ | ・ 対策本部内にDMAT班を設け、新型コロナウイルス感染者受け入れ施設の調整や受け入れ施設における医療従事者向けの対応マニュアル作成などを実施 | 対策本部、保健福祉部 |
| 34 | 5/26 | ・ 医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始 | 対策本部、保健福祉部 |
| 35 | 8/27 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 病床確保計画に基づく病床等を確保 入院患者：最大病床数 4 6 9 床（計画上 3 5 0 床） 宿泊療養者：最大室数 1 6 0 室（計画上 1 6 0 室） | 対策本部、保健福祉部 |
| 36 | 9/15 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 軽症者等宿泊療養施設として、「ホテル東横INN福島駅西口（60室）」を選定し、運用を開始 ※既存の東横INNいわき駅前（100室）と合わせて160室 | 対策本部、保健福祉部 |

5) 患者受入・移送体制

| | | | |
|----|------|---|------------|
| 37 | 6/11 | ・ 新型コロナウイルス感染患者の移送に関して、今後の感染拡大を想定し、全県統一して広域的・安定的な移送体制を確保するため、県内の全 9 保健所と全 1 2 消防機関とが包括的な協定を締結 | 対策本部、保健福祉部 |
|----|------|---|------------|

6) 医療人材の確保

| | | | |
|----|------|---|------------|
| 38 | 5/26 | ・ [再掲] 医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始 | 対策本部、保健福祉部 |
|----|------|---|------------|

7) 診療情報の共有

| | | | |
|----|------|---|----------------|
| 39 | 4/30 | ・「キビタンケアネット」による新型コロナウイルス感染患者の入退院状況等の共有を開始 | 対策本部、 保健福祉部 |
| 40 | 5/14 | ・「キビタン健康ネット」による新型コロナウイルス感染患者の診療情報共有（特例包括対応）の運用を開始 | 対策本部、 保健福祉部 |

8) その他

| | | | |
|----|-------|--|-------|
| 41 | 7/28～ | ・医療機関や高齢者施設、障がい者施設等で働く職員へ支給する慰労金などについて、申請受付を開始 | 保健福祉部 |
|----|-------|--|-------|

(5) 経済・産業・雇用対策

①企業への経営支援等

| | | | |
|----|-------|---|-------|
| 42 | 3/5 | ・県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金」を創設し、資金繰り支援を強化 | 商工労働部 |
| 43 | | ・新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に売上げが落ち込んでいる飲食店の事業継続を支援する飲食店応援前払利用券発行支援事業を実施 | 商工労働部 |
| 44 | 6/15～ | ・県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）」の融資限度額を3,000万円から4,000万円に引き上げ。 | 商工労働部 |
| 45 | 7/9～ | ・活力ある商店街支援事業（新型コロナウイルス対応）を実施（新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな店舗が必要になったり、新しい生活様式に対応するための店舗拡大などに商店街の空き店舗を活用した場合にその取組に係る賃借料の一部を補助） | 商工労働部 |
| 46 | 7/17～ | ・「宿泊者限定クーポン」配布開始～9/30まで（観光協会、道の駅等県内約100カ所） | 観光交流局 |
| 47 | 8/3～ | ・国・県・市町村等による新型コロナウイルス関連の公的融資制度を受けた県内中小企業がハイテクプラザの機器を使用する場合又はハイテクプラザに試験を依頼する場合にその使用料又は手数料を全額免除する措置を実施（R3.3/31まで） | 商工労働部 |
| 48 | 8/17～ | ・「県民限定宿泊割引」の宿泊期限延長（11/1チェックアウトまで） | 観光交流局 |
| 49 | 9/1～ | ・県全域での消費拡大策として、「コロナに負けるな！オールふくしま買って応援キャンペーン」第1期を開始（11/15まで） | 商工労働部 |
| 50 | 9/14～ | ・県補助事業「新型コロナウイルス感染症対策支援事業」により福島県中小企業中央会が交付する交付金（4月又は5月の売上げが前年同月比20%以上50%未満減少した事業者を一定の要件のもとに支援する交付金）の申請受付を開始。（11/30まで） また、事業協同組合等が業種・業態別の感染防止予防ガイドラインに基づく取組を徹底するために実施する研修会等にかかる経費への補助申請も受付開始。（10/8まで） | 商工労働部 |
| 51 | 9/15～ | ・山形県、新潟県と連携した「県民宿泊割引共通利用キャンペーン」の開始（11/1チェックアウトまで） | 観光交流局 |

②世帯への貸付制度等

| | | | |
|----|-------|---|-------|
| 52 | 3/25 | ・新型コロナウイルス感染症発生の影響による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象に、生活福祉資金貸付制度の福祉資金（緊急小口資金）及び総合支援資金（生活支援費）について特例貸付の受付を開始 | 保健福祉部 |
| 53 | 4/20～ | ・生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、支給対象を拡充し、住居を失うおそれが生じている方への支援を拡大 | 保健福祉部 |

| ③相談体制 | | | |
|-------------|-------|--|-------|
| 54 | 1/29 | ・商工団体などの関係機関が開設した相談窓口における事業者の経営相談に連携協力。(県内各商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会が窓口を設置。) | 商工労働部 |
| 55 | 常設 | ・福島県中小企業労働相談所(雇用労政課内)にて、雇用関係の各種相談に対応 | 商工労働部 |
| 56 | 3/3 | ・県との災害対策協定に基づき、社会保険労務士会内に電話相談ホットラインを開設 | 商工労働部 |
| 57 | 2/14～ | ・福島労働局が開設した特別労働相談室と連携 | 商工労働部 |
| 58 | 常設 | ・東京及び県内8カ所に設置する県就職相談窓口において、学生及び求職者の活動を支援 | 商工労働部 |
| ④農林漁業者への対応等 | | | |
| 59 | 4/21 | ・新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野の県相談窓口を本庁及び出先機関に設置 | 農林水産部 |
| 60 | 4/21 | ・「新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野支援等情報」を県ホームページで定期的に更新 | 農林水産部 |
| 61 | 7/8～ | ・新型コロナウイルス感染症の影響により毀損した輸出商流の維持・確保、海外ニーズの変化等に対応するため、輸出を行う食品事業者等に対し、施設の整備や機器の導入等を支援 | 農林水産部 |
| 62 | 7/8～ | ・新型コロナウイルス感染症拡大に起因する牛肉枝肉価格の大幅な下落により、経営危機に直面している県内の肥育農家に対し、経営体質強化等に必要経費の一部を緊急に支援 | 農林水産部 |

(6) その他重要な留意事項

1) 人権等への配慮

| | | | |
|----|-------|--|------|
| 63 | 常設 | ・児童生徒に対するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによるカウンセリング等や「ふくしま24時間子どもSOS」や「ふくしま子どもLINE相談」等の相談窓口を活用 | 教育庁 |
| 64 | 4/17～ | ・陽性患者やその関係者に加え、医療従事者などへの差別や偏見をしないよう呼びかけ | 対策本部 |
| 65 | 9/9 | ・新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等被害の電話相談窓口を設置 | 対策本部 |

2) 緊急事態宣言後の取組み

| | | | |
|----|------|------------------------------|----------------|
| 66 | 8/27 | ・[再掲]福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定 | 対策本部、 危機管理部 |
|----|------|------------------------------|----------------|

3) 社会機能の維持と県民生活・県民経済の安定

| | | | |
|----|------|------------------------------|----------------|
| 67 | 8/27 | ・[再掲]福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定 | 対策本部、 危機管理部 |
|----|------|------------------------------|----------------|

福島県新型コロナウイルス 感染拡大防止対策

(令和2年9月17日改定)

区 域 : 福島県全域

期 間 : 令和2年9月19日(土)から

福島県

1. 基本的な対応方針

(1)「新しい生活様式」の定着等に向けた協力依頼

ア 日々の暮らしの感染対策

- ・ 「3つの密」（密閉・密集・密接）を徹底的に回避すること。
- ・ 感染防止対策（手指消毒、熱中症予防など状況に応じたマスク着用、大声を避ける、十分な換気、人と人との距離の確保など）を徹底すること。
- ・ 感染が拡大している地域から帰省・移動した家族や友人、最近こらうした地域を訪問した方等と一緒に過ごす場合は、屋内（家庭）等においてもマスクの着用や換気などの対策に注意すること。
- ・ 「接触確認アプリCOCOA」を活用すること。
- ・ 発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養すること。
- ・ 体調に異常を感じたときは「帰国者・接触者相談センター」に相談すること。

イ 職場における感染対策

- ・ 時差出勤や在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、テレビ会議などの取組を推進すること。

ウ 移動に関する感染対策

〈県外に移動する場合の注意事項〉

- ・ 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動や外出を控えること。
- ・ 移動先（地域）の感染状況を十分に確認すること。
- ・ 3密となるような場所には近づかない、感染防止対策が徹底されていない施設等
は利用しない、マスク着用等の感染防止対策を徹底するなど、細心の注意を払っ
た上で、より一層慎重に行動すること。

〈感染が拡大している地域に移動する場合の注意事項〉

- ・ 移動の必要性を慎重に判断すること。
- ・ 3密や大声を出す場面、会食や宴会などの感染の広がりが見られるような場所へ
の訪問は控えること。
- ・ 接触確認アプリの活用や移動後2週間の行動歴の記録など、感染拡大のリスクを
最小限にするための取組を行うこと（こうした地域から家族が帰省する場合等を
含む）

感染拡大防止に向けた重点的な取組（再掲）

県内の新規感染者の多くは、県外との往来による感染や、その濃厚接触者の可能性が高いことから、次の点に特に注意すること。

＜感染が拡大している地域に移動する場合＞

- ・ 移動の必要性を慎重に判断すること。
- ・ 3密や大声を出す場面、会食や宴会などの感染の広がりが見られるような場所への訪問は控えること。
- ・ 接触確認アプリの活用や移動後2週間の行動歴の記録など、感染拡大のリスクを最小限にするための取組を行うこと（こうした地域から家族が帰省する場合等を含む）

＜日々の暮らしの感染対策＞

- ・ 感染が拡大している地域から帰省・移動した家族や友人、最近こうした地域を訪問した方等と一緒に過ごす場合は、屋内（家庭）等においてもマスクの着用や換気などの対策に注意すること。
- ・ 感染が拡大している地域に移動された、あるいは、こうした地域から御家族が帰省された後に、発熱等の症状があるなど体調が悪い場合は、速やかに「帰国者・接触者相談センター」へ相談すること。

(2) 施設に対する協力依頼等

- ア クラスタの発生を未然に防止するため、全ての事業者や業界団体において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）」等に基づく、感染防止対策の確認と徹底を依頼。
- イ 接触確認アプリのダウンロードを従業員や利用者に促すこと。
- ウ 「新型コロナウイルス感染防止対策取組スツーカー」や「新しい生活様式実践ポスター」を活用すること。
- エ クラスタなどが発生し感染経路の追跡が困難な場合には、必要により感染症法に基づき店舗等の名称を公表して感染拡大防止の徹底を促す。

(3) イベント等に関する協力依頼(令和2年11月30日(月)まで)

○イベント主催者及び施設管理者の双方において、イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置(別紙3参照)が「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合には、収容率及び人数上限を緩和する(詳細は別紙1から9のとおり)。

① 収容率要件については、感染リスクの少ないイベント(クラシック音楽コンサート等)については100%以内に緩和する。その他のイベント(ロックコンサート、スポーツイベント等)については50%以内(※)とする。

② 人数上限は、収容人数の50%(収容人数10,000人以下の場合は5,000人)として上限を設定する。

(※) 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

○全国的な移動を伴うイベントまたはイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、施設管理者またはイベント主催者は、開催要件等について県に事前相談すること。

| 収容率 | | 人数上限 |
|----------|--|---|
| 当面11月末まで | <p>イベントの種類</p> | <p>①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50%</p> <p>②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人</p> |
| | <p>大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 | <p>大声での歓声・声援等が想定されるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公演競技、公演、ライブハウス、ナイトクラブでのイベント |
| | <p>100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</p> | <p>50%(※)以内 (席がない場合は十分な間隔)</p> |

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)とする。

○ 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス

- ・ 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討すること。具体的には、催物を開催する場合については、十分な人と人との間隔（1m）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。
- ・ 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、6月19日以降は人数制限が撤廃されていることに留意すること。
- ・ 開催する場合には、適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人と人との間隔の確保（1m）、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずること。
- ・ イベントの主催者等は、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくこと。また、参加者に接触確認アプリの活用を促すこと。

2. 県内の感染状況に応じた対応

国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言（以下「分科会提言」という。別紙10のとおり）による4段階（ステージⅠ～Ⅳ）の感染状況を参考に、感染拡大を防ぐため、次により対応する。

ステージⅠ・Ⅱにおける対応

ステージⅠ及びステージⅡにおいては、分科会提言の指標のうち、特に「新規報告数」と「直近一週間と先週一週間の比較」を注視しながら、「病床の占有率」がステージⅢの目安に達しないよう、以下の対策を講じる。

- ・新しい生活様式の普及・啓発及びガイドラインに基づく感染防止対策の徹底
- ・医療提供体制と検査体制の強化
- ・感染者の早期発見とクラスターの未然防止
- ・感染拡大の傾向がみられる場合には、県民・事業者に向けて注意喚起

ステージⅢ・Ⅳにおける対応

ステージⅢ又はステージⅣへの移行は、分科会提言の指標を参考に総合的に判断する。具体的な対応については、分科会提言に示されているそれぞれのステージで講ずべき施策を参考に、外出自粛の要請や施設の使用制限の協力要請等を含め検討する。

当面11月未までのイベント開催制限の考え方について (概要)

【別紙1】

- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- イベントの収容要件及び人数上限については、イベントでの感染状況やシミュレーション等で得られた知見（適切な換気の下、マスクをして声を出さなければ、観客同士の感染リスクは低い。入退場やトイレ等の三密回避が重要等）を踏まえ、感染防止対策と目安のあり方について見直しを行う。
- 得られた知見等を踏まえた業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」）には緩和することとし、**当面11月未まで**、以下の取扱いとする方針とする。
- ① 収容要件については、感染リスクの少ないイベント（クラシック音楽コンサート等）については**100%以内**に緩和する。その他のイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）については**50%以内**（※）とする。
- ② 人数上限については、5,000人を超え、**収容人数の50%までを可とする**。
- 今後、一週間程度の周知・準備期間を考慮し、**9月19日より施行する**。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すことも可能である。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの様態等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断する。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限する。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

(※) 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以上に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

| 収容率 | | 人数上限 |
|-----|----|--------|
| 現在 | 屋内 | 5,000人 |
| | 屋外 | 5,000人 |

| 収容率 | | 人数上限 |
|----------|---------|--|
| 当面11月未まで | イベントの類型 | ①収容人数10,000人超 ⇒ 収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒ 5,000人 (注) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)。 |
| | 参考資料 | 「11月未までの催物の開催制限等について」(令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡) |

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例

音楽

クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート

音楽

ロックコンサート、ポップコンサート等

演劇等

現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス等

スポーツイベント

サッカー、野球、大相撲等

舞踊

バレエ、現代舞踊、民族舞踊等

公営競技

競馬、競輪、競艇、オートレース

伝統芸能

雅楽、能楽、文楽、人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞等

公演

キャラクターショー、親子会公演等

芸能・演芸

講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術等

ライブハウス・ナイトクラブ

ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント

公演・式典

各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント
タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式等

展示会

各種展示会、商談会、各種ショー

※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等については同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ

参考資料

「11月までの催物の開催制限等について」(令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

(注) ・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

- 以下の措置のいずれもがイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、新たな目安（収容率及び人数上限の緩和）を適用することとし、それ以外の場合は、従来の目安を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断。

イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

- ・ 消毒の徹底（感染リスクの拡散防止）
- ・ マスク着用の担保（感染リスクの拡散防止）
マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保
- ・ 参加者及び出演者の制限（感染リスクの拡散防止）
有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（検温の実施、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が払い戻しの措置等を規定しておくこと等）
- ・ 参加者の把握（感染リスクの拡散防止）
事前予約時又は入場時に連絡先を確実に把握することや、接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスのダウンロード促進等の具体的措置を講じること（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）
- ・ 大声を出さないことの担保（大声の抑止）
大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備（人員を配置する等）
スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備
- ・ 密集の回避（イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止）
入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）や十分な換気
休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止
入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施
- ・ 演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除
演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
- ・ 催物前後の行動管理（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）
公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起、可能な限り、予約システム等の活用により分散利用を促進

参考資料
「11月末までの催物の開催制限等について」
(令和2年9月11日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

※催物等におけるクラスタの発生があった場合、都道府県は、目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、主催者に感染防止対策の徹底、催物等の無観客化、中止又は延期等の協力を求める。

感染防止のチェックリスト

(1) 徹底した感染防止等（収容率100%で開催するための前提）

参考資料

「11月末までの催物の開催制限等について」(令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

- ① マスク着用の担保
 - ・ マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができるもの
 - * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布

- ② 大声を出さないこと
担保
 - ・ 大声を出さず者がいた場合、個別に注意等ができるもの
 - * 防音の者との司馬会話程度抑（司馬クの着用が前提）
 - * 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

- ③ ①～②の奨励
 - ・ ①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める）

- ④ 手洗
 - ・ こまめな手洗の奨励

- ⑤ 消毒
 - ・ 主催者側による施設内のごまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒

- ⑥ 換気
 - ・ 法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気

- ⑦ 密集の回避
 - ・ 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避

- ⑧ 飲食の制限
 - ・ 飲食用に感染防止策を行った平エリア以外での飲食の制限
 - ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底

- ⑨ 参加者の制限
 - ・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置

- ⑩ 参加者の把握
 - ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
 - ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスへの奨励

- ⑪ 催物前後の行動管理
 - ・ イベント前後の感染防止の注意喚起

(3) イベント開催の共通の前提

- ⑪ 入退場やエリア内の行動管理
 - ・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討
 - * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可

- ⑫ 地域の感染状況に応じた対応
 - ・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談
 - ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

(※) 本年7月17日付け事務連絡において、関係省庁を通じて上記対策を記載するよう業種別ガイドラインの改訂を依頼

コンサート・演劇・スポーツイベント等の収容率（目安）

【別紙5】

- 当面11月末まで、観客に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、感染防止策の徹底等を前提に100%以内の収容を可能とする。それ以外の場合、異なるグループ（又は個人）間では座席を1席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限定。）内では座席等の間隔を設ける必要はない。すなわち、収容率は50%を超えることとなる。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者が「業種別ガイドライン」等に基づき行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、座席等により参加者の位置が固定される他の施設（映画館等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

コンサート・演劇・スポーツイベント等

参考資料

「11月末までの催物の開催制限等について」
（令和2年9月11日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

- ・ 入退場や区域内の適切な行動確保が可（区域が限定）
- ・ 参加者の位置が固定（座席や立ち位置固定）

| | | |
|------------------------|---|--|
| <p>想定されるイベント及び収容率等</p> | <p>【100%以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典等、 | <p>【当面11月末まで50%（※）以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等 |
| <p>100%開催の具体的な要件</p> | <p>次のいずれにも該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの（開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。 ② これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われうるもの。 ③ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。 | |

（※）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限定）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

- 当面11月末まで、入場者に大声での歓声・声援等がないことを前提とする場合、感染防止策の徹底等を前提に人と人が接触しない範囲で収容率を100%以内とすることを認める。それ以外の場合、当分の間、収容率を50%以内、又は十分な人と人との間隔を要する。これらは、「新しい生活様式」に基づき行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づき行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの様態等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提とする環境で、参加者が自由に移動できる他の施設（美術館、博物館、動植物園、遊園地等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

展示会、地域の行事等

全国的・広域的なお祭り・野外フェス等

| | | |
|--|--|---|
| <p>イベントの性質</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 入退場や区域内の適切な行動確保が可能 ・ 参加者が自由に移動できる ・ 名簿等で参加者の把握が可能 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 入退場や区域内の適切な行動確保が困難 ・ 参加者が自由に移動できない ・ 名簿等で参加者を把握困難 |
| <p>想定されるイベント（例）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 展示会（人数等を管理できるイベント） ・ 地域の行事 | |
| <p>開催要件</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 入場者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱するおそれがあるものは、当分の間、収容率が設定されている場合は収容率50%以内、設定されていない場合は十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。 ・ それ以外のものについては、感染拡大予防ガイドラインに則った感染拡大対策を前提として、収容定員が設定されている場合は収容率100%以内、設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 当分の間、十分な人と人との間隔（1m）を要することは、開催の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断。 | | |
| <p>参考資料 「11月末までの催物の開催制限等について」(令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡)</p> | | |

イベントの人数上限の目安（目安）

参考資料

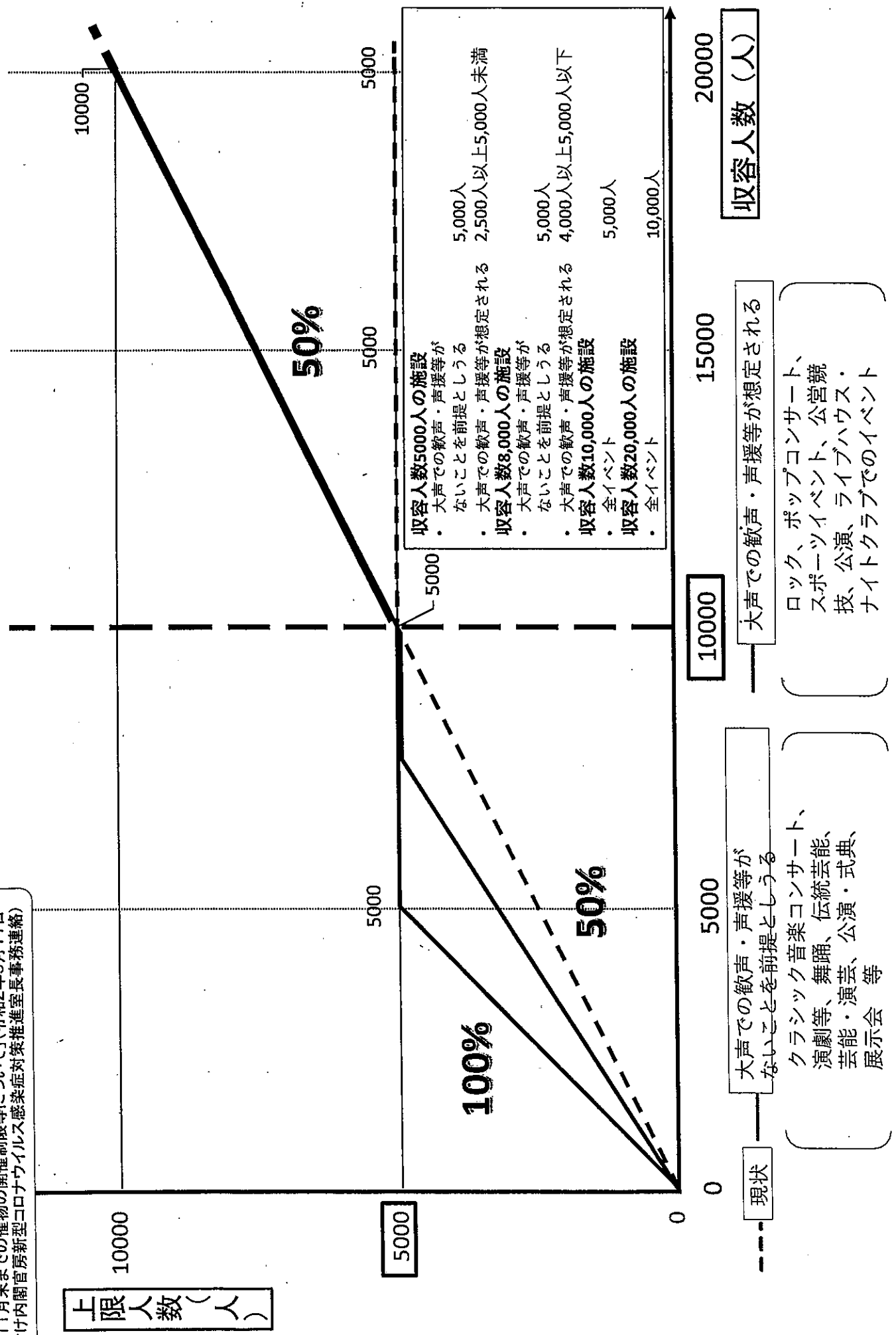
「11月末までの催物の開催制限等について」(令和2年9月11日 付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

- イベントにおける感染リスクは、イベント開催中に加え、その前後（入退場時、トイレ、売店、イベント前後の会食・交通機関の利用等）にも存在。こうした感染リスクは、ある人数（例えば、5,000人）を境に突然増大するものではなく、参加人数が増えるにつれて連続的に増加するものと考えられる。
- 具体的には、段階的に人数上限を引き上げることとすることで、感染状況に応じた対応が可能になると考えられる。通常は共有部（入退場時の通路やトイレ等）のキャパシティが収容人数を踏まえて設計されていると考えられることを踏まえ、基本的な感染防止策の徹底及び「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことを前提に、人数上限は、当面11月末まで、収容人数の50%（収容人数10,000人以下のときは、5,000人）として上限を設定する。また、1・2月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの様態等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- また、全国的又は広域的な人の移動が見込まれる祭り等や参加者の把握が困難なイベント等については、クラスター対策が困難であることから、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促す。

| コンサート・演劇・スポーツイベント等 展示会・地域の行事等 全国的・広域的なお祭り等 | |
|--|---|
| 人数上限 | <p>慎重な判断</p> <p>①収容人数が10,000人を超える場合：収容人数の50%</p> <p>②収容人数が10,000人以下の場合：5,000人</p> |
| 留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> 各都道府県においては、引き続き、ガイドラインの徹底を呼びかけるとともに、地域の感染状況の段階に応じて、個別のイベント開催について適切に判断。 大規模イベント（参加者1,000人超）の主催者は、人数について都道府県と相談。なお、感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、都道府県は、目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。 人数上限等は、今後の感染状況やエビデンスの確認により随時見直し。 |

イベント類型と収容率・上限人数の関係

参考資料
 「11月までの催物の開催制限等について」(令和2年9月11日
 付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡)



基本的方向性

- ・実効的な感染防止策と経済活動の質の確保の両立を図る。
- ・イベントは性質上、不特定多数者への集団感染リスクが考えられ、医療体制を逼迫させる可能性。「新しい生活様式の定着」、「業種別ガイドラインの遵守」を前提に、基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づき有効な感染防止策の実施が重要。
- ・自治体と主催者側で十分に連携しながら、イベントの性質（①地域の感染状況、②地域医療体制への影響、③規模（人数、全国的・地域的）等）に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断。「業種別ガイドラインの遵守」等が徹底できない場合には、開催について慎重に判断。
- ・エビデンスに基づき効果的な感染防止策を講じる。屋内では十分な換気から十分な換気のある屋内と同様に扱う。
- ・地域の感染拡大やクラスターが発生した場合は、必要に応じて開催のあり方を見直し。

感染リスク

接触感染

- ・感染者の身体や感染者が触れた器具、感染者の飛沫が飛散した場所に接触した手で、口や鼻に触れる
- ※入退場（トイレ・ロビー）等の混雑では、感染リスク増加



感染防止策

- ・こまめな手洗いの励行
- ・出入口、トイレ等での手指消毒
- ・ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・人と人とが触れ合えない距離の確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

飛沫感染

- ・感染者の飛沫（5μm以上）の吸い込み
- ※マスクを外す場合(会場での飲食等)には、飛沫飛散が生じ感染リスク増加



・マスク着用（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）

- ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
- ・劇場・ホール内での食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため自粛を促す
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

マイク回飛沫感染

※5μm未満の粒子

- ・感染者の隣席で微細な飛沫を吸い込み（①密接リスク）
- ・換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み（②密閉リスク）



・大声を伴うイベントでは隣席との身体的距離の確保

- ・同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。
- ・微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため

換気を強化

(留意事項)

- ・感染者の来場を防ぐ対策の徹底（検温、体調不良時のチケット料金の払い戻し 等）
- ・感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築（座席固定、名簿管理の徹底、接触確認アプリ（COCOA）導入 等）
- ・複合的な性質を有するイベントに関しては、それぞれの性質に応じて要件を適用。

参考資料

「11月末までの催物の開催制限等について」(令和2年9月11日付け内閣府新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡)

目標 医療・公衆衛生・経済が両立しうる範囲で、
 ①十分に制御可能なレベルに感染を抑制し、死亡者・重症者数を最少化。
 ②迅速に対応し、感染レベルをなるべく早期に減少へと転じさせる。

※感染状況及び対策の検討にあたっては、大都市部と地方部の違いに配慮が必要。

感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階

ステージI

感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階

ステージII

3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療提供体制への負荷が蓄積しつつある。

P6の取組及びP7の取組のうち、黒字の取組を実施

感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階

ステージIII

ステージIIと比べてクラスターが広範に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。

ステージIIIで講ずべき施策(P7)を実施

爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

ステージIV

病院間クラスター連鎖などの大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要な状況。

ステージIVで講ずべき施策(P8)を実施

以下の指標は目安でありまた、これらの指標をもつて機械的に判断するのではなく国や都道府県はこれらの指標を総合的に判断していただきたい。また、都道府県独自に積極的な対応を行うことを期待したい。

| ステージの指標 | 医療提供体制等の負荷 | | 監視体制 | 感染の状況 | | |
|----------|---|---|---|---|-----------------|-----------|
| | ①病床のひっ迫具合 ³ | ②療養者数 ⁴ | | ④新規報告数 | ⑤直近一週間と先週一週間の比較 | ⑥感染経路不明割合 |
| ステージⅢの指標 | <p>病床全体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大確保病床の占有率 1/5以上 ・現時点の確保病床数の占有率 1/4以上 <p>※最大確保病床とは、都道府県がピーク時に向けて確保しようとしている病床数をいう。現時点において都道府県が医療機関と調整を行い、確保している病床数であり、直近に追加確保できる見込みがある場合はその病床分も追加して確認する。</p> | <p>うち重症者用病床</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大確保病床の占有率 1/5以上 ・現時点の確保病床数の占有率 1/4以上 <p>人口10万人当たりの全療養者数15人以上 ※全療養者：入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数</p> | <p>③R₀C₀R₀陽性率</p> <p>10%</p> | <p>15人/10万人/週以上</p> <p>直近一週間が先週一週間より多い。</p> | <p>50%</p> | |
| ステージⅣの指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・最大確保病床の占有率 1/2以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・最大確保病床の占有率 1/2以上 <p>人口10万人当たりの全療養者数25人以上 ※全療養者：入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数</p> | <p>10%</p> | <p>25人/10万人/週以上</p> <p>直近一週間が先週一週間より多い。</p> | <p>50%</p> | |

注1 日々の入手可能性を踏まえつつ、発症日での検討結果も考慮する。

注2 大都市圏については、医療提供体制の負荷を見るための指標として救急搬送困難事例、監視体制をみるための指標として発症から診断までの日数についても参考指標として確認する。また、補助指標としてECMO装着数、人工呼吸器装着数(ECMO除く)、60歳以上新規報告数も参考とする。

注3 「①病床のひっ迫具合」の指標の総合的な判断にあたっては、直近の感染スピード等を勘案する必要があり、その速度が速く、この指標を満たした場合には少なくとも対策が必要となるものである。こうしたことも踏まえて、目安に満たない段階から、早めの対応を行うことが望ましい。一方で、継続的な感染の拡大が見られない時など、その速度の状況によっては、病床の占有率のみで判断をせず、特に総合的に判断することが望ましい。

注4 医療提供体制や公衆衛生体制のひっ迫具合については、入院患者のほか、ホテル等における宿泊療養や自宅療養も含めた全体の療養者数も影響することから指標として設定

①合理的な感染症対策のための迅速なリスク評価

- ✓自治体は、リスク評価に基づき、効率的なリソースの配分を行い、優先順位をつけて対策を迅速に実施する。

②集団感染(クラスター)の早期封じ込め

- ✓徹底した院内・施設内などの集団感染の未然防止と早期検知。陽性者の入院等の迅速な対応
- ✓接触者の調査と合理的な対応
- ✓クラブ等の接待を伴う飲食店などクラスターの発生した周辺地域・関連業種での迅速な実態把握と対策の促進
⇒場合により様々な積極的介入方策（営業時間短縮や休業の要請等）を検討

③基本的な感染予防の徹底(3密回避等)

- ✓事業者：ガイドラインを適宜見直し、遵守を徹底。遵守が不十分な場合の休業要請も考慮
テレワーク等の推進
- ✓個人：3密回避を遵守した「新しい生活様式」の徹底に向けた注意喚起
⇒感染者の多い「若年層」、中でも感染リスクの高い行動を取る対象者に向けた効果的な情報発信。
感染拡大防止の主役として、高齢者等のみならず、自分自身のいのちを守ることにつながるというメッセージ
- ✓COCOA及び地域ごとの対策アプリの普及促進

④保健所の業務支援と医療体制の強化

- ✓人材や物資（PPEなど）の確保、効率的な業務執行への支援
- ✓宿泊療養施設、入院患者受入病床の拡充

⑤水際対策の適切な実施

⑥人権への配慮、社会課題への対応等

⑦対策を実効性のあるものとしていくための制度的仕組みや効率的な財源の活用について検討

(赤字:ステージⅢで取り組むことを検討して頂きたい事項/黒字:ステージⅠ、Ⅱでも取り組んで頂きたいが、ステージⅢで更に徹底して頂きたい事項)
以下の施策については、同一県内であってもエリア限定で実施するなど、地域の実情に応じて取り組んでいただきたい。また、感染の状況によっては、ステージⅢに至る前から、機動的に取り組んでいただくことも重要である。

メリハリの利いた接触機会の低減

【対事業者】

(ステージⅢで取り組むべき事項)

- ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の休業要請等。
- イベント開催の見直し。
- 人が集中する観光地の施設等における入場制限等。
- 接触確認アプリの導入をイベントや企画旅行等の実施に当たって要件化。
- 飲食店における人数制限。

(ステージⅢにおいて更に徹底すべき事項)

- COCOA及び地域ごとの対策アプリの更なる周知及び普及促進の更なる強化。
- リスクの高い場所への積極的な介入・指導の継続強化(検査の強い要請など、クラスターが発生した店舗等への対策強化)。
- テレワーク等の更なる推進。

【対個人】

(ステージⅢで取り組むべき事項)

- 夜間や酒類を提供する飲食店への外出自粛の要請。
 - 飲食店における人数制限。
 - 若年者の団体旅行など感染予防を徹底できない場合等における、感染が拡大している地域との県境を越えた移動自粛の徹底。
- #### (ステージⅢにおいて更に徹底すべき事項)
- ターゲット毎に適切なメディアを通じた分かりやすいメッセージの発信。
 - 重症化しやすい人(高齢者など)：3密の徹底的な回避、安全な活動については推奨。
 - 中年：職場での感染予防徹底、宴会等の自粛。
 - 若者：クラブ活動等における感染予防徹底、宴会等の自粛。
 - 医療従事者・介護労働者：リスクの高い場所に行かない。

【別紙10】参考資料

出典:新型コロナウイルス感染症対策分科会提言(8/7)抜粋

【対国・地方自治体】 (保健所の業務支援)

- クラスタ対策の重点化・効率化。
- 保健所への人材の派遣・広域調整。
- 保健所負担の更なる軽減。
(医療提供体制及び公衆衛生体制の整備)
- 病床、宿泊療養施設の追加確保(公共施設の活用など一段進んだ取組)。
- 重症病床をはじめ医療提供体制に関する各種データの積極的公開。
- 無症候者、症状別の感染者数の公表。
- 臨時の医療施設の準備。
- 都道府県域を超えた患者受入れ調整(広域搬送)。
- 検査時にウイルス量が多い場合や高齢者等の重症化するリスクが高い方を優先的に入院。(自宅療養の対象となる者の明確化を通じ、宿泊療養により難しい場合における、軽症・無症状者で重症化リスクの低い方への自宅療養の適切な実施)
- 感染が広がっている特定の地域については、医療機関や高齢者施設等において速やかに必要な検査を実施。
- 感染が拡大している特定の地域に属する者や関連する集団を対象とした検査を実施
(水際対策)
- 水際対策の適切な実施を継続。

(その他の重要事項)

- リスクコミュニケーションの観点から、国民に説得力のある状況分析とともに、現場における対話の積み重ねや分かりやすく明確なメッセージの発信。

全面的な接触機会の低減

緊急事態宣言など、強制性のある対応を検討せざるを得ない。

- 接触機会の低減を目指した外出自粛の要請。
- 県境を超えた移動の自粛要請。
- 感染リスクやガイドラインの遵守状況等を考慮しつつ、生活必需品等を取り扱う事業者等を除き施設の使用制限。
- 人が集中する観光地の施設や公共施設の施設や公共施設の人数制限や閉鎖等。
- イベントは原則、開催自粛。集会における人数制限。
- 生活圏での感染があれば学校の休校の体校等も検討。
- テレワーク等の強力な推進をはじめ職場への出勤をできるだけ回避。

公衆衛生体制

- クラスタ対策は重症化リスク対策を考慮して更に重点化。
- 重症化リスクの高い発症者を優先的に対応。
- 疫学調査の簡略化。

医療提供体制

- 入院治療が必要な方への医療提供を徹底的に優先した医療提供体制。
(高齢者等のハイリスクではあるものの、軽症・無症状者への宿泊療養の開始も検討)
- 臨時の医療施設の運用・追加開設。

その他の重要事項

- 行動変容に対する国民・住民の理解を得るための積極的なリスクコミュニケーションの実施。

県有施設における大規模イベント等の取扱いについて

令和2年9月17日
危機管理部

- 施設において、イベントの開催制限を緩和する場合(美術館、博物館等を含む)は、「11月末までの催物の開催制限等について」(令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)に基づき、各施設で作成している「業種別ガイドライン」の見直しを行うこと。
- 引き続き、全国的な移動を伴うイベントまたはイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、開催要件等について新型コロナウイルス感染症対策本部事務局総括班に事前相談すること。

参考指標

※カッコン内は福島県の数値

| | 医療提供体制等の負荷 | | 監視 体制 | 感染の状況 | |
|--------------------|--|--|---|----------------------------------|---------------------------------|
| | 病床のひっ迫具合 | | | 新規報告数 | 直近1週間 と先週1週間 間の比較 |
| | 病床全体 | うち重症者用 病床 | | | |
| ステージ Ⅲ | ①最大確保病床の 占有率 1/5 (20%)以上 (70/350床以上) | ①最大確保病床の 占有率 1/5 (20%)以上 (10/50床以上) ②現時点の確保病床 数占有率 1/4 (25%)以上 (118/469床以上) | 療養者数 人口10万人あたりの 全療養者数 15人以上 (入院者、自宅・宿泊療 養者等を合わせた数) (277人以上) | 15人/10万人 /週以上 (277人以上) | 50% |
| ステージ Ⅳ | ①最大確保病床の 占有率 1/2 (50%)以上 (175/350床以上) | ①最大確保病床の 占有率 1/2 (50%)以上 (25/50床以上) | 人口10万人あたりの 全療養者数 25人以上 (462人以上) | 25人/10万人 /週以上 (462人以上) | 50% |
| 本県の現状 (9月16日現在) | ① 12.6% ② 9.4% 〔 44床 〕 | ① 4.0% ② 4.8% 〔 2床 〕 | ※1 2.38人 〔 44人 〕 | ※1 ※2 1.68人 〔 31人 〕 | ※2 ※4 48.4% 〔 15人 / 31人 〕 |

注 ※1 人口については、国推計人口「都道府県、男女別人口及び人口性別一総人口、日本人人口(2019年10月1日現在)」により算定(1,846千人)。

※2 直近1週間(9月10日(木)～9月16日(水))の累計により算定。

※3 PCR陽性率のうち、陽性者には抗原検査による判明者を含む。

※4 感染経路不明割合のうち、経路不明には調査中(県外感染疑いを含む)を含む。

